

老人福祉施設大規模改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、老人福祉施設の長寿命化を図るため、老人福祉施設の設置者が、当該老人福祉施設に係る長寿命化に資する大規模改修事業を行う場合において、その事業に要する経費について予算の範囲内において老人福祉施設大規模改修事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 この補助金の交付対象事業及び交付対象経費は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	交付対象経費
1 老人福祉法第15条第3項又は第4項の規定により、市町村（指定都市及び中核市を除き、市町村を構成員とする組合を含む。）又は社会福祉法人（以下「市町村等」という。）が実施する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（定員30人以上。併設する老人ショートステイ用居室含む。）に係る長寿命化に資する大規模改修事業。 ただし、交付決定の年度末の時点で竣工から30年以上経過する施設に限る。	大規模改修事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印製本費及び設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。 ただし、ユニット型の特別養護老人ホームについては、ユニット以外の部分に係るものに限る。
2 老人福祉法第15条第5項の規定により、市町村等又は医療法人その他知事が認めた者が実施する軽費老人ホーム（定員30人以上）に係る長寿命化に資する大規模改修事業。 ただし、交付決定の年度末の時点で竣工から30年以上経過する施設に限る。	大規模改修事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印製本費及び設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。

2 次に掲げる費用については、この補助金の交付対象としない。

- (1) 土地の買収又は敷地の造成等に要する費用
- (2) 職員宿舎に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、施設の区分ごとに、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と別表第1に定める基準額とを比較していずれか少ない方の額
- (2) 総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

第5条 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 建物の配置図、平面図及び立面図

- (4) 設計書又は見積書の写し
- (5) 収支予算（見込）書抄本
- (6) その他知事が必要と認めるもの

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号により申請し知事の承認を受けること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該変更が、補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、別記様式第3号により申請し知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (6) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第2項ただし書の規定により、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第6第2号の規定により廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

第8条 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 関係書類
 - ア 建物の配置図、平面図及び立面図
 - イ 工事請負契約書等の写し（工事内訳書を含む。）
 - ウ 工事しゅん工を確認するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項による検査済証の写し（検査が不要の場合を除く。）
 - エ 施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 収支決算（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産処分の承認の申請等）

第11条 規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、別記様式第6号によ

り知事に申請しなければならない。

2 前項の申請の際に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 財産処分理由説明書
- (2) 評価額調書（以下のいずれかの調書とし、原本又は原本証明されたものであること。）
 - ア 不動産鑑定士による評価額調書
 - イ 銀行が評価した調書
 - ウ 減価償却（定額法又は定率法による調書）
- (3) 既存施設の平面図（処分財産が建物である場合に限るものとし、平面図は補助対象面積と対象外面積を色分け等により明確に区分すること。また、各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。）
- (4) 改築後の施設の平面図
- (5) 新旧のわかる位置図（移転改築の場合）
- (6) 既存施設の写真
- (7) 補助額を証明する交付決定通知書の写し、交付額確定通知書の写し及び補助年度における補助事業者の収支決算書の写し
- (8) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、規則第21条の規定による承認をする場合においては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号）を準用するものとする。

4 知事は、規則第21条の規定による承認をした場合において、財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（処分の制限を受ける期間）

第12条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）の規定を準用する。

（書類の提出部数）

第13条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書 1部
- (2) 計画変更承認申請書 1部
- (3) 中止・廃止承認申請書 1部
- (4) 実績報告書 1部
- (5) 仕入控除税額報告書 1部
- (6) 財産処分承認申請書 1部

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月17日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月22日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月13日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

区分	基準額
特別養護老人ホーム（定員30人以上）	1,400千円×定員数
養護老人ホーム（定員30人以上）	
軽費老人ホーム（定員30人以上）	
老人ショートステイ用居室	
特別養護老人ホーム（定員30人以上）に併設するもの	
養護老人ホーム（定員30人以上）に併設するもの	